

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
㊟	㊟	㊟	㊟	○	○

(令和5 年分
開催分)

(ふりがな) うえのひろしこうえんかい

1 政治団体の名称 上野宏史後援会

2 主たる事務所の所在地 群馬県前橋市千代田町4丁目12-3

3 代表者の氏名 上野 宏史

4 会計責任者の氏名 三浦 恵美

事務担当者の氏名

(電話) 027-232-1010

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類 (現職・候補者の別)
資金管理団体の届 出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名 上野 宏史
公職の種類 (現職・候補者の別) 衆議院議員 候補者等
公職の候補者 の氏名(2人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)
公職の候補者 の氏名(3人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間
から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間
から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	5,803,364
(前年からの繰越額)	4,803,364
(本年の収入額)	1,000,000
支 出 総 額	288,827
翌年への繰越額	5,514,537

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	1,000,000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	清和政策研究会	1, 000, 000	R5/6/19	東京都千代田区平河町2-7-1塩崎ビル	松本淳一郎	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	1, 000, 000				
	そ の 他 の 寄 附					
	合 計	1, 000, 000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費			
小 計	0	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	288,827		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	288,827	0	
合 計	288,827		

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
	行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
						高速代
	1	高速代金	36,656	R5/1/25	群馬県ハイウェイ協同組合	群馬県前橋市上泉町397番地7
	2	高速代金	34,421	R5/2/27	群馬県ハイウェイ協同組合	群馬県前橋市上泉町397番地7
	3	高速代金	24,695	R5/3/27	群馬県ハイウェイ協同組合	群馬県前橋市上泉町397番地7
	4	高速代金	34,232	R5/4/25	群馬県ハイウェイ協同組合	群馬県前橋市上泉町397番地7
	5	高速代金	35,992	R5/5/25	群馬県ハイウェイ協同組合	群馬県前橋市上泉町397番地7
	6	高速代金	17,733	R5/6/26	群馬県ハイウェイ協同組合	群馬県前橋市上泉町397番地7
	7	高速代金	18,344	R5/7/25	群馬県ハイウェイ協同組合	群馬県前橋市上泉町397番地7
	8	高速代金	18,004	R5/9/25	群馬県ハイウェイ協同組合	群馬県前橋市上泉町397番地7
	9	高速代金	18,184	R5/10/25	群馬県ハイウェイ協同組合	群馬県前橋市上泉町397番地7
	10	高速代金	11,185	R5/11/27	群馬県ハイウェイ協同組合	群馬県前橋市上泉町397番地7
	11	高速代金	30,451	R5/12/25	群馬県ハイウェイ協同組合	群馬県前橋市上泉町397番地7
	12					
	13					
	14					
		こ の 頁 の 小 計	279,897			
		そ の 他 の 支 出	8,930			
		合 計	288,827			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
-  2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 6月 13日

政治団体の名称 上野宏史後援会

会計責任者の氏名 三浦 恵美



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和6年6月12日

上野宏史後援会

代表 上野 宏史 殿

登録政治資金監査人

飯塚素行

登録番号 第 2063 号
研修了年月日 平成21年6月8日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、上野宏史後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、上野宏史後援会の主たる事務所では作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると飯塚素行が判断したため、登録政治監査人である飯塚素行税理士の主たる事務所（東京都千代田区神田神保町一丁目14番地9）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

上野宏史後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以 上